

浦安市「水門・排水機場等維持管理業務委託」

公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 「水門・排水機場等維持管理業務委託」に係る優先契約候補者を選定するため、浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和 4 年条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、同条例別表第 2 の類型の欄に掲げる受託者等の選定等に係る委員会に該当するものとして、浦安市「水門・排水機場等維持管理業務委託」プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置期間は、令和 6 年 5 月 15 日から契約締結日までとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、「水門・排水機場等維持管理業務委託」の公募型プロポーザルに係る事業者から提出された提案書の審査及び優先契約候補者の選定を所掌する。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職等にある者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
- (2) 都市整備部次長
- (3) 都市整備部道路整備課長
- (4) 都市整備部道路整備課課長補佐
- (5) 財務部財政課長
- (6) 外部審査委員

4 委員の任期は、令和 6 年 5 月 15 日から契約締結日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

**第4条** 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(意見聴取)

**第6条** 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

**第7条** 委員長は、必要に応じて、委員会の会議の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、都市整備部道路整備課において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、第1条第2項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。